

国立療養所長島愛生園

保存活用ビジョン

-2030年 開園100年を目指して-

概要版

2022（令和4）年5月

特定非営利活動法人

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



例言

- 一、該ビジョンは、国立療養所長島愛生園「将来構想」（平成23年3月策定、平成29年1月一部改正）の関連基本計画を、その「保存活用基本方針」（令和3年2月4日、国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討ワーキング・グループ承認）に基づき具体的に展開する際に参考とすべき基本大綱の概要版である。
- 一、該ビジョンは、NPOロードマップ委員会（委員長 長島愛生園歴史館主任学芸員田村朋久）、長島愛生園歴史館学芸員、NPO事務局及びNPOにて支援を委託した株式会社文化財保存計画協会が案を作成し、オブザーバーとして招聘した長島愛生園関係者の意見を取り入れ、2022（令和4）年5月19日に承認された。
- 一、該ビジョンは約150ページで構成されるため、本書はその一部のみを掲載した。該ビジョン全体は本法人ホームページに掲載している。<https://www.hansen-wh.jp/report/>
- 一、本書の著作権はNPOに帰属するため無断転載を禁ずる。



構 成

※以下（略）及び（一部略）と記した箇所は、本書における掲載を（一部）略したことを示す。
該ビジョン全体は、本法人ホームページに掲載している。

<https://www.hansen-wh.jp/report/>



I 序説

1. 経緯（略）
2. 国立療養所長島愛生園概要（一部略）
3. 国立療養所長島愛生園 施設見学・研修受け入れ等の現状（一部略）

II 総説

1. 国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン概要（一部略）
2. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針
3. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針の実現に寄与する一般的な枠組み（一部略）
 - 3-1. SDGsの内容とその動向（略）
 - 3-2. エコミュージアムの内容とその動向（略）
 - 3-3. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針とSDGs及びエコミュージアム、
「人権学学習の場・長島愛生園」（仮称）との親和性（略）
 - 3-4. 交流会館整備（略）
 - 3-5. ワールド・モニュメント・ウォッチ（WMW）登録推進（略）
4. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針の実現に寄与する国指定史跡化と
世界文化遺産登録の推進（一部略）
 - 4-1. 世界文化遺産評価基準（v）と「コミュニケーションとしての長島愛生園」（一部略）
 - 4-2. 国指定史跡範囲（案）と具体的なエリアの設定（一部略）
 - 4-3. 具体的なエリアと普遍的価値（OUV）を示す属性（attributes）（略）
 - 4-4. 各エリアの来歴・現状・特徴・課題と建造物・工作物、土地・樹木の取扱い方針
 - ①配水池エリア（略）
 - ②官舎エリア（略）
 - ③事務所エリア（略）
 - ④納骨堂・火葬場跡エリア（略）
 - ⑤内白間エリア
 - ⑥病舎・住宅（日出・善兵衛田・西部・浪花・望潮台）エリア（略）
 - ⑦宗教施設エリア（略）
 - ⑧住宅（曙団地・望ヶ丘団地）エリア（略）
 - ⑨報国農園・少年農園エリア（略）
 - ⑩新良田エリア（略）
 - ⑪相愛溜池・牛舎・相愛水田エリア（略）
 - ⑫恵の鐘・光ヶ丘エリア（略）
 - ⑬邑久長島大橋エリア（略）
 - ⑭その他の陸域エリア（略） / ⑮周辺海域（略）

5. 「国立療養所長島愛生園史」編さんの必要性（略）
6. 「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設に向けた事業相関と体制（一部略）
7. 国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン 短・中・長期スケジュール（略）
8. その他（略）

III 各説

1. 国指定史跡のための導入的な調査手法と植生管理の提案（一部略）
 - 1-1. 史跡指定範囲の考え方（略）
 - 1-2. 史跡の本質的価値（一部略）
 - 1-3. 史跡の諸要素体系
 - 1-4. 史跡の諸要素体系の調査手法の提案（悉皆調査の必要性）（一部略）
 - 1-5. 植生管理の提案（略）
2. 個別建造物の現状と日常管理の提案（略）
 - 2-1. 木造建造物の現状と仮設養生（鞘堂方式）の提案（略）
 - 2-2. 非木造建造物の現状（収容桟橋及び監房跡を除く）と緊急保全策の提案（略）
 - 2-3. 日常管理の提案（略）
3. 世界文化遺産における近年の動向（略）
 - 3-1. 文化遺産の価値および保存管理に対する考え方の変遷
「モノから人へ、専門家から地域社会へ」（略）
 - 3-2. 文化遺産の価値および保存管理に対する考え方の変遷
「文化か自然かではなく、自然と文化の共生」（略）

IV 参考資料（略）

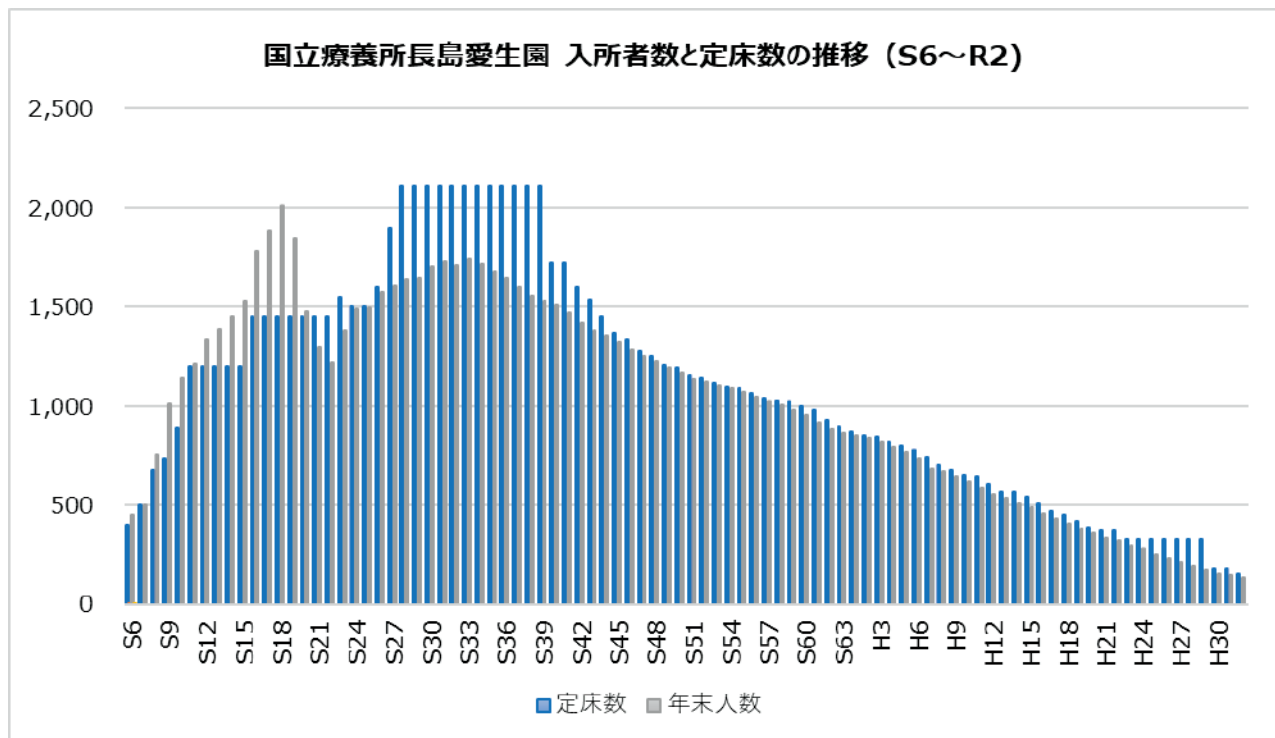
1. 総説関連（略）
2. 各説関連（略）
3. 国庫補助関連（略）

Ⅰ 序説

1. 経緯（略）

2. 国立療養所長島愛生園概要

- 開園日：1930（昭和5）年11月20日
- 所在地：岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539番地
- 座標：北緯34度40分49秒 東経134度14分51秒
- 土地の所有者：厚生労働省（他の者が所有者として登記されている土地なし。）
- 建物、工作物及び立木竹の所有者：厚生労働省
- 敷地面積：合計2,414,887㎡（島内2,405,057㎡、島外9,830㎡）
- 建物：延床面積合計57,235㎡・270棟（島内56,056㎡・264棟、島外1,179㎡・6棟）
- 園長：厚生労働技官 山本 典良
- 入所者自治会 会長：中尾 伸治
- 入所者数：119名（男性63名、女性56名）（2021年12月6日現在）



- 入所者平均年齢：87.8歳（2021年12月6日現在）
- 入所者平均在園年数：62.5年（2021年12月6日現在）
- 職員数：332名（2020年4月1日現在）
- 納骨堂物故者数：3,711柱（内 職員87柱、保育児童13柱）（2021年12月6日現在）
- 国指定文化財：なし
- 岡山県又は瀬戸内市指定文化財：なし
- 国登録有形文化財：2019年3月29日官報号外63号 5件（建造物）
- 園長官舎、旧収容所、旧日出浴場、旧洗濯場、旧事務本館
- 都市計画法：区域外
- 自然公園法（瀬戸内海国立公園）：区域外（周辺海域は普通地域）
- 瀬戸内市景観条例：景観計画区域
- 海岸法における沿岸保全区域（国土交通省水管理・国土保全局所管）

海岸名	区域	延長（m）	管理者	告示年月日 番号
長島日出北海岸	瀬戸内市邑久町虫明	332.6	岡山県知事	平9.10.14 618
長島日出南海岸	瀬戸内市邑久町虫明	232.7	〃	平8.1.23 35
長島内白間海岸	瀬戸内市邑久町虫明 字内白間～字長島	202.3	〃	平9.10.14 618

- 上水道：瀬戸内市公営上水道
- 下水道：合併浄化槽



国立療養所長島愛生園全景 2019年1月18日撮影 写真家 島 隆諦

3. 国立療養所長島愛生園 施設見学・研修受け入れ等の現状

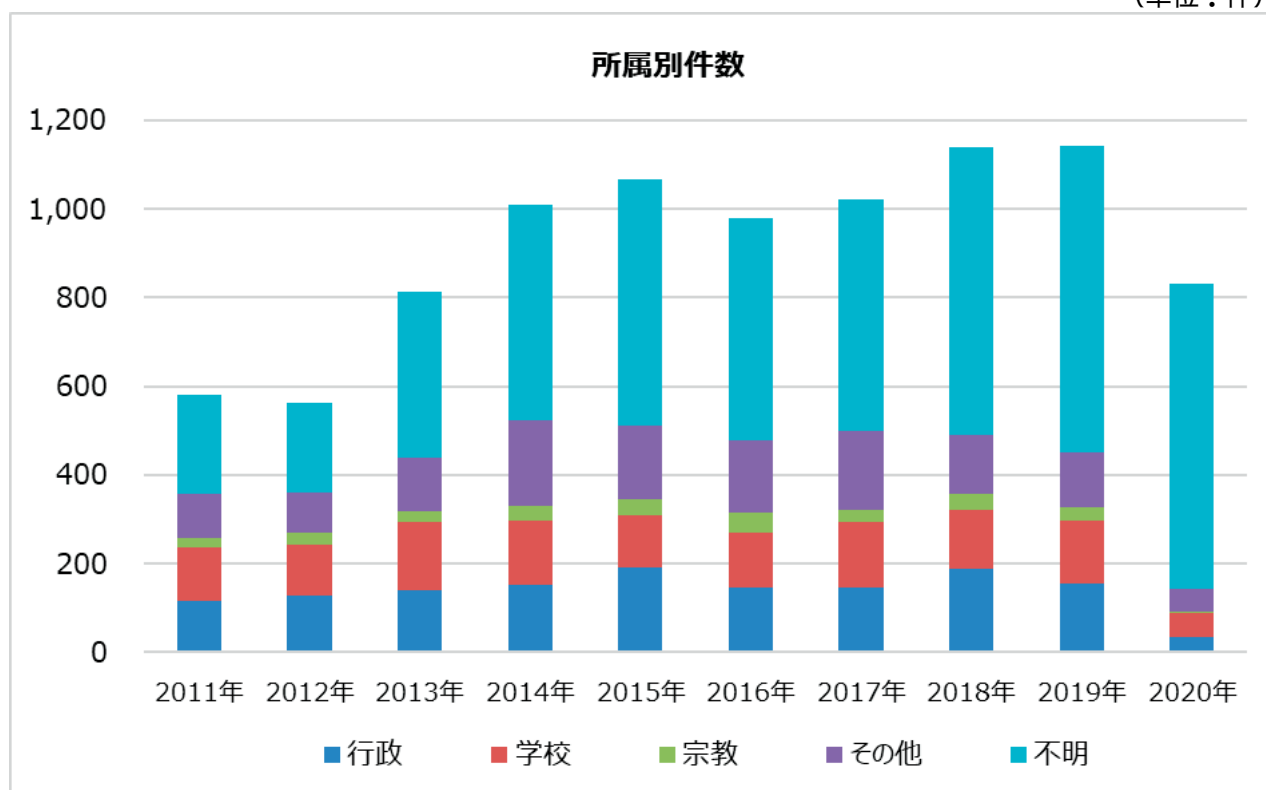
（1）歴史館の開設と目的、現在の体制

長島愛生園歴史館は、1930（昭和5）年の長島愛生園開園から事務本館として利用されていた建造物を改装し、2003（平成15）年8月に開館した。歴史館は、ハンセン病患者の終生隔離政策という人権侵害、社会的排除、偏見・差別の歴史を後世に伝え、ふたたび悲惨な体験を繰り返させないために、愛生園内療養生活の苦難と苦痛の歴史を語る資料並びに関係文献を展示・保管・収集し、正しい理解を深めることを目的として事業を行う。（長島愛生園歴史館運営管理規定）

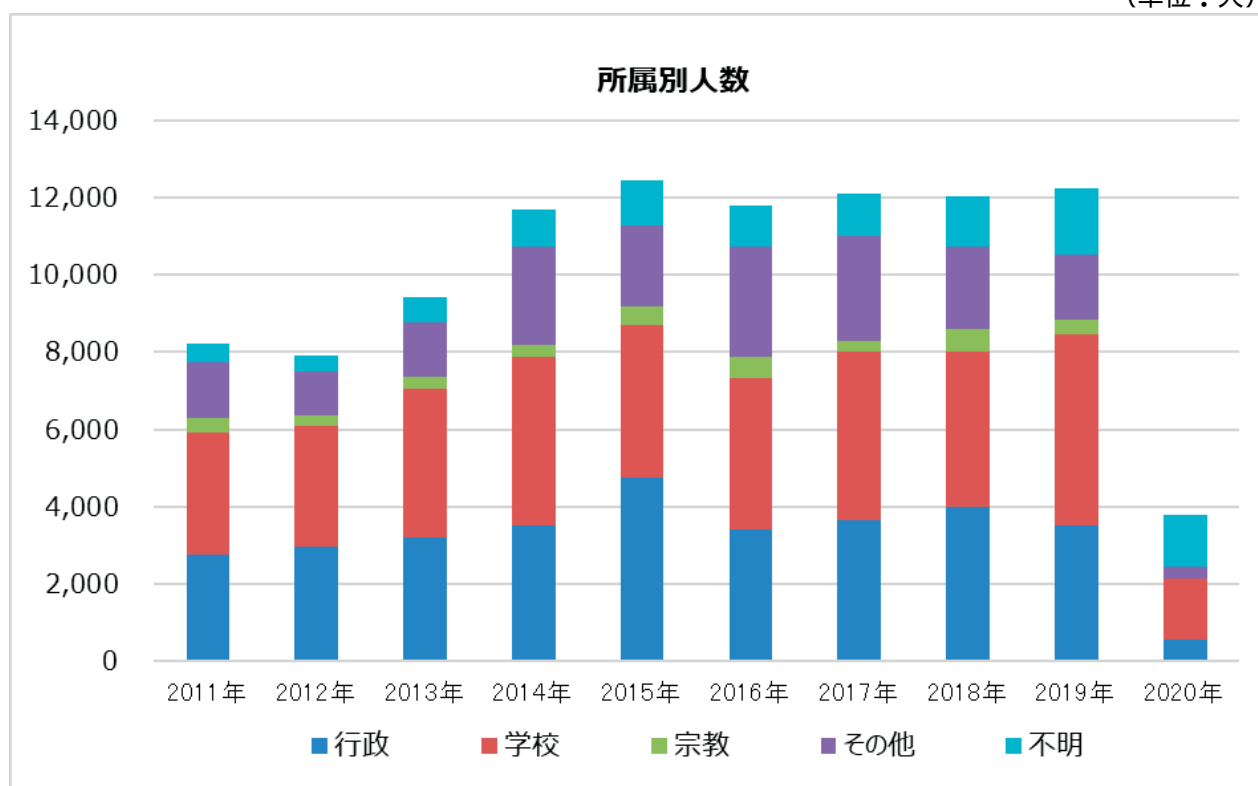
- 体制 学芸員2名（田村 朋久、木下 浩） 事務員2名（園職員）
- 運営委員会18名（職員8名・自治会6名・学芸員、事務員4名）

(2) 歴史館来館者数の推移と内訳

(単位：件)



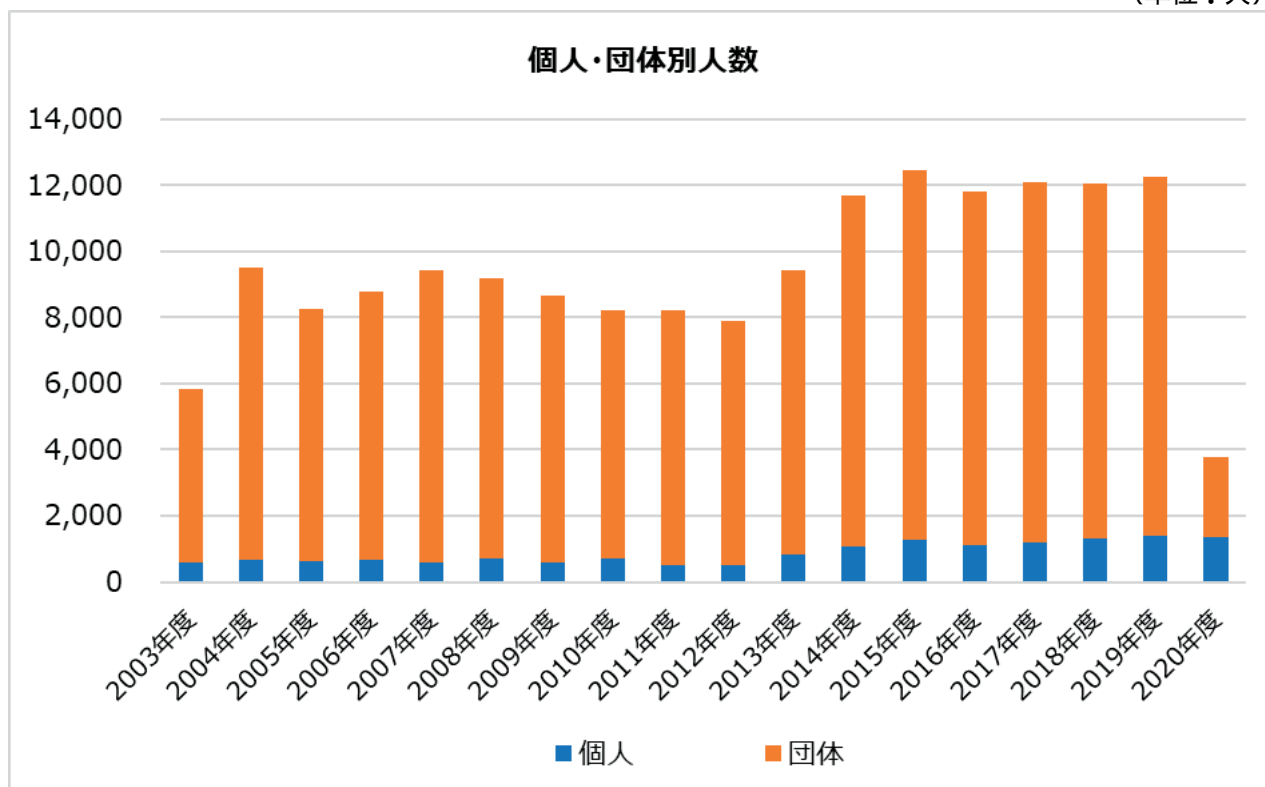
(単位：人)



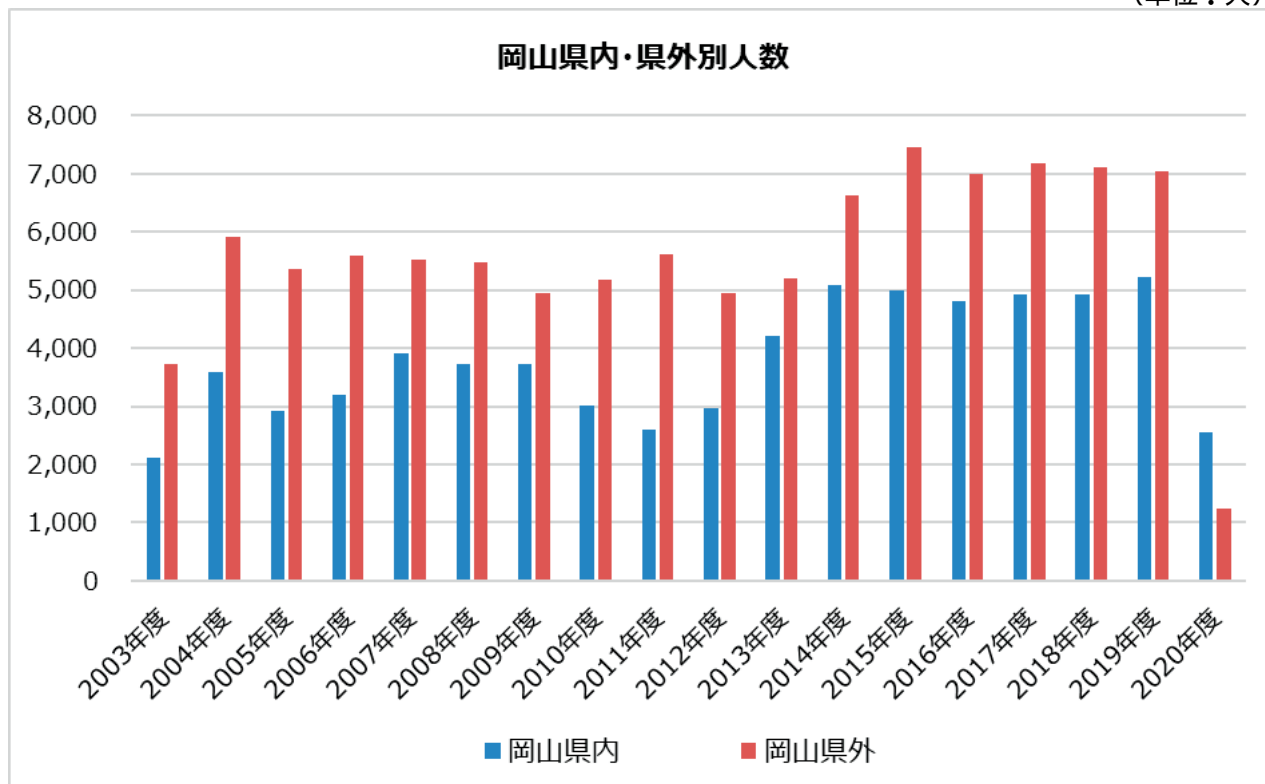
※2020年2月頃から、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、見学者は激減している。

※受付を行っていない個人見学者はカウントしていない。

(単位：人)



(単位：人)



※2020年2月頃から新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、見学者は激減している。

※受付を行っていない個人見学者はカウントしていない。

(3) 主な見学・研修受け入れメニュー

歴史館見学、施設見学、語り部講話、学芸員による語り部継承講話、学芸員講話、園長講義



歴史館ジオラマを説明する学芸員



監房を説明する学芸員

(4) 入所者語り部による体験講話と学芸員による承継講話

- 入所者語り部による体験講話（火・水・木の午後のみかつ週1団体）
- 学芸員による語り部継承講話（要望に応じて対応）
- 学芸員講話（要望に応じて対応）



入所者語り部による体験講話

(5) 見学バス運行と見学クルーズの意義と効果

ハンセン病問題や長島愛生園の歴史について無関心な層への働きかけと、彼らに対するより深い理解の涵養を目的として実施している。参観者からは大きな反響を得ている。



最寄りJR駅からの見学バス



日生港からの見学クルーズ

(6) 講師派遣の意義と効果

ハンセン病問題は医療、法律、民俗、人権など多岐に渡る理解を必要とするため、教育現場の教員では扱いづらいことが報告されている。また、長島愛生園に足を延ばすためには時間的にも費用的にも負担が生じるため、より多くの方への理解を促すことを目的とした講師派遣は重要な意味を持つ。

(7) 学習者・研究者支援

岡山大学、大手前大学、畿央大学等の研究者及び論文執筆のための学生等への支援を継続的にしている。



岡山大学による資料調査



大手前大学による入所者体験調査

(8) 調査・研究

- ①歴史館学芸員個人研究（略）
- ②外部研究者と歴史館学芸員による共同研究（略）

(9) 保管資料の公開

- ①らい文献目録社会編（略）
- ②入所者証言映像

歴史館2階の第2映像室で公開している。また、一部はYouTubeチャンネルにて公開している。

https://www.youtube.com/channel/UC_jn944EMou-QKGYW9D4I0Q



II 総説

1. 国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン概要

名称

国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン-2030年開園100年を目指して-

意義

本ビジョンは、国立療養所長島愛生園将来構想の関連基本計画を、その保存活用基本方針に基づき具体的に展開する際に参考とすべき基本大綱である。

目的

- ①国指定史跡化及びユネスコ世界文化遺産登録を目指し、長島愛生園が持つ「場所の記憶」の価値を説明するために必要な調査研究を促進すること
- ②長島愛生園がこれまで取り組んできた見学者等の受け入れを①の調査研究結果と国連（SDGs）や博物館学（エコミュージアム）の枠組みも用いて磨き上げ、将来構想基本計画の「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）を創設すること
- ③①及び②の調査研究及び取り組みの成果を国際的な制度（ワールド・モノユメント・ウォッチ）を用いて拡散し、長島愛生園におけるハンセン病隔離政策の歴史と長島愛生園入所者のレジリエンスの国際的な認識向上及び普及啓発を図ること
- ④長島愛生園入所者の在園生活への影響がないことを前提として、土地や建造物等の現状変更が制限される国指定史跡及びユネスコ世界文化遺産を目指す上で必要な今後の日常保全管理に関する任意の合意として機能させること

関連法令

ハンセン病問題基本法、文化財保護法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）、自然公園法、景観法、漁港漁場整備法、漁業法、港湾法、海岸法、持続的養殖生産確保法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、瀬戸内市文化財保護条例、等

関連理念

国立療養所長島愛生園基本方針、国立療養所長島愛生園将来構想、国立療養所長島愛生園保存活用基本方針、等

進捗管理の主体

国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討ワーキング・グループ及びNPOロードマップ委員会

新たな設置を検討する組織

長島愛生園史編さん準備会

短・中・長期スケジュール

短期として本ビジョンを策定した2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年、中期として2024（令和6）年度から2029（令和11）年度の6年、長期として開園100周年の2030（令和12）年以降とそれぞれ設定した。

改定

進捗管理及び学術調査研究の成果に基づき、必要に応じて毎年度末に改定する。

2. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針

※2021（令和3）年2月4日令和2年度第3回国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討ワーキング・グループ（座長：山本典良園長）承認

（1）国立療養所長島愛生園を残す目的

国民のハンセン病に対する偏見差別や誹謗中傷の物証である国立療養所長島愛生園をシンボリックな存在とし、過去の教訓として後世に伝え残す目的は、現在と将来の日本社会がこの地でハンセン病の歴史を知ることによって病気による偏見差別や誹謗中傷を少しでも抑制するためであり、同時に私たち一人ひとりが長島愛生園歴代入所者約7,000人の「同じような思いを決して繰り返して欲しくない」という切実な願いを忘れないよう、この場で誓うためである。

（2）背景

2020年から日本国内で感染拡大し、いまだ終息の兆しを見せない新型コロナウイルス感染症は偏見差別や誹謗中傷、そして風評被害を生み出し、医療、経済、倫理をはじめとするあらゆる面で非常に由々しい事態を生み出している。ハンセン病の歴史を90年に渡り刻む国立療養所長島愛生園としては、ハンセン病の反省が全く活かされていないと言わざるを得ない。

人類の歴史は感染症の歴史でもあり、隔離施設が設けられた例もあるがコレラ、結核、HIVなど偏見差別や誹謗中傷を生み出した歴史が大規模な場所として残っている例はほとんどない。

将来的に幾度も被り得るこのような事態を回避すべく、今回の新型コロナウイルス感染症の教訓として長島愛生園の歴史的建造物等を後世に残すことで、長島愛生園はコロナ後の日本社会共有の教育資源としての側面をこれまで以上に高め、偏見差別や誹謗中傷を生まない日本社会の実現に寄与できる。

（3）依頼

上記基本方針に基づく具体的な保存活用ビジョンを提案されたい。

3. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針の実現に寄与する一般的な枠組み

2020（令和2）年11月20日、国立療養所長島愛生園は開園90周年を迎えた。記念式典は新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じた上で開催され、記念誌及び機関誌「愛生」記念号も発行された。全ての関係者はコロナとハンセン病の病気の違いを認識しつつも、21世紀の日本で蔓延する感染症に起因した偏見や誹謗中傷に過去のハンセン病に対するそれを想起すると同時に、10年後には開園100周年を迎える2030年の長島愛生園像を意識したと思われる。

次の10年は入所者の終の住処としての長島愛生園の役割は益々増す一方、施設の保存活用については入所者の声を直接聞くことが現状以上に困難になると予想される。全ての利害を有する関係者（ステークホルダー）が、長島愛生園の「場所の記憶」の継承に向けて計画的に行動する必要がある。

一方、100年という時間の経過のみをもって長島愛生園に何らかの文化財的価値が存在することを説明することにはならない。しかしながら、国立第一号のハンセン病療養所である長島愛生園が迎える100年は世間の耳目を集めることが必至であり、長島愛生園の保存活用について2030年までを中期的な目標に定めることには合理性が認められる。入所者数が不可逆的に減少し、直接その体験を聞くことが叶わなくなる状況下で長島愛生園が持つ「場所の記憶」がどのような形で継承されているのか、未来につながる過去をどのような具体的プログラムで学ぶことができるのか、それらの持続性と発展性は担保されているのか等について社会から一定の評価が得られねば、長島愛生園の永久保存形態としてNPOが調査を進めるユネスコ世界文化遺産への登録は実現しない。

そこで、2030年の開園100周年を目指して国立療養所長島愛生園 施設見学・研修受け入れの現状を踏まえ、SDG s 及びエコミュージアムという一般的な枠組みも通じて保存活用基本方針の実現に寄与する「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設の方向性を本ビジョンの中核として提案する。これは、長島愛生園将来構想の基本計画とも整合する具体的な保存活用コンセプトである。

3-1. SDG s の内容とその動向（略）

3-2. エコミュージアムの内容とその動向（略）

3-3. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針とSDG s 及びエコミュージアム、「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）との親和性（略）

3-4. 交流会館整備（略）



交流会館へのリノベーションを待つ旧病棟（2021年10月撮影）

3-5. ワールド・モニュメント・ウォッチ（WMW）登録推進（略）

4. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針の実現に寄与する国指定史跡化と世界文化遺産登録の推進

周知のとおり長島愛生園内には5件の建造物が国の登録有形文化財に登録されているのみであり、国や岡山県、瀬戸内市の指定文化財はない。よって、もちろん文化財関連以外の法令を遵守する必要があるが、園内の土地や建造物、構築物や景観についてそれらが有する（と推定される）文化財的価値を保存継承する法的な義務はない。3で述べた「国立療養所長島愛生園保存活用基本方針の実現に寄与する一般的な枠組み」について、利害を有する関係者（ステークホルダー）の合意が形成され、予算が確保できれば「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設に向けて整備を行えばよい。

しかしながら、世界文化遺産登録を見据えた国指定史跡化と「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設の両立のための基本大綱が本ビジョンの目的である。

そこで以下では、長島愛生園が持つ世界文化遺産上の価値の在り処の可能性を改めて検討し、それらを国指定史跡として保護すべき範囲（案）を示し、最後にこの範囲（案）に含まれる具体的なエリアの来歴や現状を踏まえ、それらエリアの建造物・工作物、土地・樹木の取扱い方針を示す。

4-1. 世界文化遺産評価基準（v）と「コミュンとしての長島愛生園」

2019年度からNPOにて具体的に始まった世界文化遺産登録に向けた活動では、資産（プロパティ）を長島全体と邑久長島大橋と定め、「長島のハンセン病療養所群」のポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明（案）を磨き上げてきた。2020年度には該言明（案）にて資産（プロパティ）の特徴を以下のとおりまとめている。

長島のハンセン病療養所群は、個人の尊厳を極度に抑圧した日本のハンセン病隔離政策と社会や親族との物理的・精神的な紐帯を断たれた療養所入所者が島という閉じられた環境下で多くの苦難を甘受することなく自身らの自治に基づく文化とコミュニティを形成し、人間性の回復を求め続けたレジリエンスを示す物証であり、病を理由とする偏見と差別の不当性、個人の尊厳と人権尊重というすべての人類にとって共通の重要性を持つ遺産である。

評価基準（v）

あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。

長島愛生園は、日本が国家として海域という物理的境界によって隔たれた長島に患者を隔離することでハンセン病の撲滅を目論んだ最初の国立療養所である。とりわけ戦前には予算的裏付けがない中、無癩県運動を通じてハンセン病患者は全国から徹底的に隔離収容され、入所者は患者作業として限られた土地開墾を含むインフラ整備に従事し、物心を分かち合いながら生存を支え合った「コミュン型の集住形態」であると云える。コミュンとは自治権が認められる最小単位を意味する。このことは、上記評価基準（v）の下線部との適合性を示す可能性が高い。よって、長島愛生園が土地や資源の制約を受けつつも、自律的な生活を継続するためいかに地理的条件や土地条件を効率的に活用あるいは克服しながら集住機能を維持させてきたかを整理することは、評価基準（v）の適合性証明に向けた学術調査の一つの方向性を示すことになる。（評価基準（vi）の「出来事」には、長島愛生園におけるハンセン病隔離と入所者のレジリエンスが含まれる可能性があるが、評価基準（vi）は他の評価基準とあわせて用いられることが望ましいとされている。よって、単独の適合性証明のみでも登録申請可能な評価基準（v）について、学術調査を深化させることは合理的である。）

そこで、島という条件を所与とし療養所機能を創設・維持してきた長島愛生園を取り巻くヒト・モノ・サービスの流れと島内の機能、土地利用について以下の通り視点をまとめ、あわせて相関図を作成した。

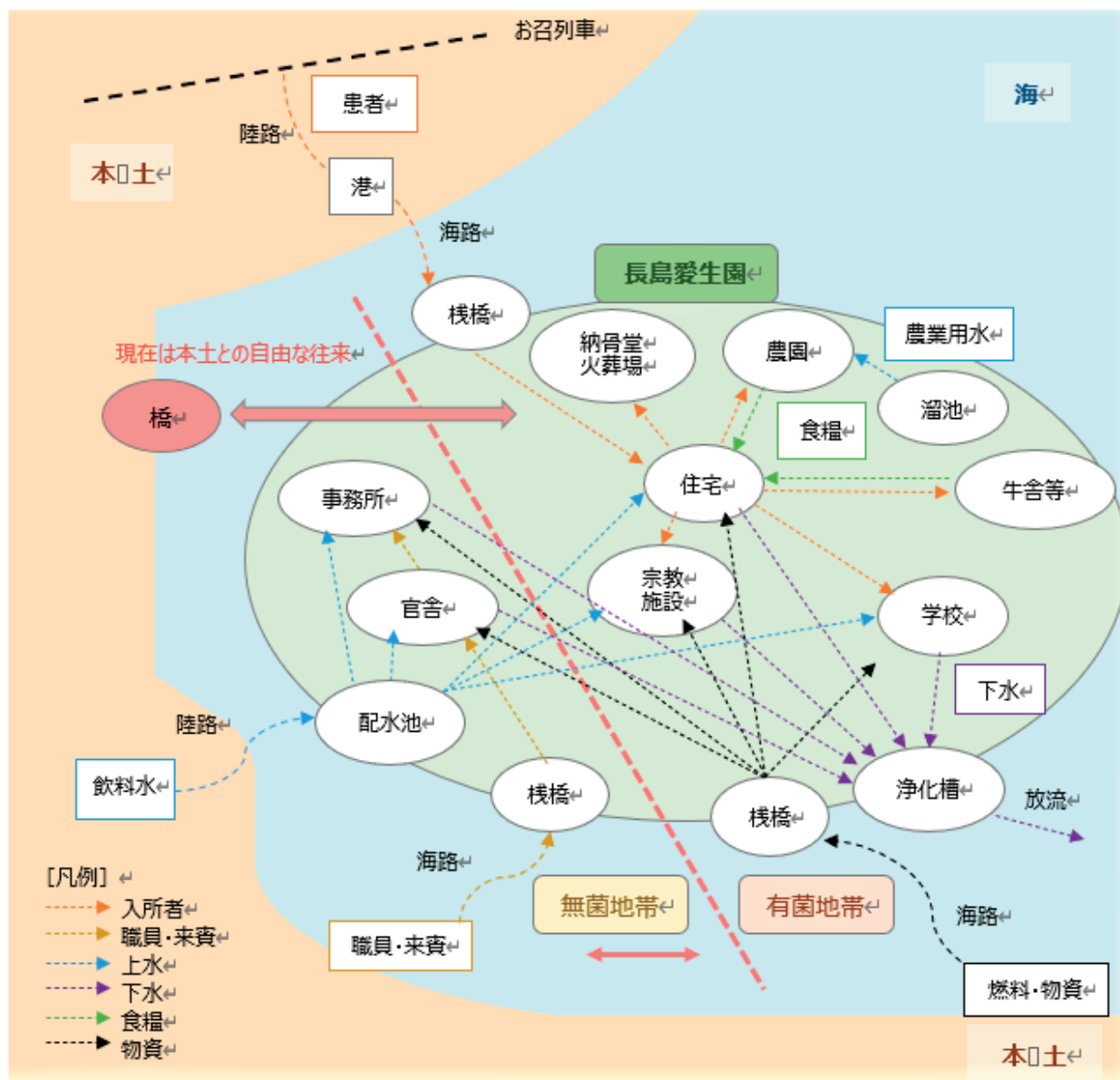
（１）島という地理的条件を踏まえた土地利用

- ・ 隔離政策の目的を達する海によって隔たれた島という立地
- ・ 本土から比較的アクセスしやすい、絶海の孤島ではない立地
- ・ 瀬戸内海沿いという温暖な気候を備えた立地

（２）島の具体的な地形的条件を踏まえた土地利用

- ・ 地形の高低差を利用した配水池
- ・ 入所者施設（有菌地帯）と職員用施設（無菌地帯）の徹底
- ・ 虫明港から最短ルートに設けられた職員用用棧橋
- ・ 収容ルートに合わせて北の浜に設けられた入所者用棧橋
- ・ 物資の運搬に適した南の浜に設けられた物資用棧橋
- ・ 谷間の既存の平坦地を利用して建てられた初期の病舎・住宅群
- ・ 陽当りの良い南側から建設された住宅群
- ・ 山地の谷間に形成された農園

評価基準（v）適合性証明と「コミュニティとしての長島愛生園機能相関図」



長島愛生園の機能相関図

4-2. 国指定史跡範囲（案）と具体的なエリアの設定

上記図で示す「コミュニティとしての長島愛生園」が広がる範囲を国指定史跡の範囲とすれば、世界文化遺産の価値を担保できる可能性がある。

そこで、現段階では1946（昭和21）年の「岡山縣邑久郡裳掛村長島地圖」に描かれている範囲のうち、長島愛生園内の「厚生省所管の官有地」の部分と、現在に至る変遷の中で人々の生活と密着した場所で現在もその痕跡が残っている場所を含めた範囲を史跡指定範囲（案）として提案する。この範囲は入所者の居住地域や入所者の生活と密接に関わる範囲、愛生園の管理に関連する範囲、入所者の精神的拠り所に関わる範囲、入所者の学校教育に関わる範囲等が含まれ、開園当初から現在に至るまでの遺構が残っている可能性があり、あるいは当時からの機能が継続している範囲である。

該範囲（案）を細分化すると、①～⑫のエリアに分けることができる。世界文化遺産登録に関しては現段階では資産（プロパティ）として長島の島域を想定していることから、長島愛生園の①～⑫のエリアを史跡の範囲（案）とすることで、「コミュニティとしての長島愛生園」の価値及び保存管理が担保される可能性がある。

- ① 配水池エリア（略）
- ② 官舎エリア（〃）
- ③ 事務所エリア（〃）
- ④ 納骨堂・火葬場跡エリア（〃）
- ⑤ 内白間エリア
- ⑥ 病舎・住宅（日出・善兵衛田・西部・浪花・望潮台）エリア（略）
- ⑦ 宗教施設エリア（〃）
- ⑧ 住宅（曙団地・望ヶ丘団地）エリア（〃）
- ⑨ 報国農園・少年農園エリア（〃）
- ⑩ 新良田エリア（〃）
- ⑪ 相愛溜池・牛舎・相愛水田エリア（〃）
- ⑫ 恵の鐘・光ヶ丘エリア（〃）

また、世界文化遺産登録に関しては現段階では資産（プロパティ）として邑久長島大橋も含むことを想定していることから⑬を、世界文化遺産登録の為には資産（プロパティ）を囲む範囲を緩衝地帯として保護する必要があるため（これは史跡の範囲外となるが）⑭⑮も、①～⑫同様にエリアとして設定する。

- ⑬ 邑久長島大橋エリア（略）
- ⑭ その他陸域（〃）
- ⑮ 周辺海域（〃）

4-3. 具体のエリアと顕著な普遍的価値（OUV）を示す属性（attributes）（略）

4-4. 各エリアの来歴・現状・特徴・課題と建造物・工作物、土地・樹木の取扱い方針

- ① 配水池エリア（略）
- ② 官舎エリア（略）
- ③ 事務所エリア（略）
- ④ 納骨堂・火葬場エリア（略）

⑤ 内白間エリア

キーワード：社会との断絶と隔離収容の象徴

寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、
⑤（位置・セッティング）、⑦（精神性・感性）

（1）来歴

1931（昭和6）年3月、東京の全生病院からの81名と途中収容の4名の合計85名の開拓患者は大阪港を経て善兵衛田南の海岸（現在の旧福祉課棟下）に上陸したが、以降の患者収容は愛生園北側の内白間の浜にて行われた。収容桟橋が竣工する1939（昭和14）年までは海岸近くで動力船から小型の手漕ぎ船に乗り換えて、収容所前の浜に着いていたことが古写真から判明している。収容された患者は2週間ほど収容所で過ごし、現金を含めた持参物を没収された後に年齢や症状に応じて園内の寮舎が割り当てられ、長島愛生園入所者としての生活を始めた。内白間の浜は、開拓患者85名を除く長島愛生園の地に隔離収容された延べ7,000名のハンセン病患者の全てが通った地と云える。再入所を含まずに最後にこの地から隔離収容された入所者の正確な時期は不明である。

患者居住区の西のはずれにある患者専用桟橋の名は回春桟橋、それは別れの桟橋であり、嘆きの桟橋でもあった。面会人も職員も、出入りはこの桟橋のある岬の裏側の職員桟橋からで、患者の立入りはゆるされなかった。父の名を呼び、母を恋い、佇ちつくす子の影。張って痛む乳房をおさえて、子の名を呼びつづける若い母の影、所詮それは嘆きの回春桟橋の汀まで。海に透明な壁があった。（愛生「邑久長島大橋架橋特集」、昭和63年8月号）

監房は、事務本館や収容所と同様に開園前の1930（昭和5）年5月に竣工したRC造建造物8棟の一つとして竣工している。文献資料によれば、約3.5mの外壁で覆われた内側に監禁室3室と謹慎室5室の合計8室の独房で構成されていた。愛生園開園前の公立ハンセン病療養所にも監房（監禁室）は存在していたが、政府が所長に与えられていた懲戒検束権を担保する施設として国立ハンセン病療養所にも計画的に建設したことが窺える。

1953（昭和28）年にらい予防法が改正されるまで運用された監房は、1964（昭和39）年2月21日に園内精神病棟敷地工事のために事務本館北側から崩された山土によりその約半分が埋め戻された。忌まわしい監房の記憶を消し去りたいとの思いがあったとの入所者証言がある。ただし、古写真によればこの段階で一気に埋め戻されたのではなく、1970年代にかけて現在の状態に向けて徐々に埋め戻されたと推定される。平成時代に入り、現在望見可能な西側擁壁（外壁）が土圧により倒壊のおそれが出たため、階段を設置してこれを押さえる整備が行われた。

埋め戻された後に監房周辺に整備された道路は、数回陥没したことがあるとの入所者証言があることから、埋め戻しの際に監房内部は圧接されておらず、いくらかの空間があると想定される。

現在の駐車場周辺や監房跡周辺には、戦前戦後を通じて多くの寮舎が立ち並んでおり、これらを示す石垣が一部現存する。内白間は収容の場と生活の場と、園内秩序を維持する名目による懲戒の場という現代的感覚からはおおよそ兼ねがたい機能が集約されたエリアである。平地の少ない園内に必要な機能を維持する施設を配置した象徴ともみなせる可能性がある。



内白間浜に収容される患者



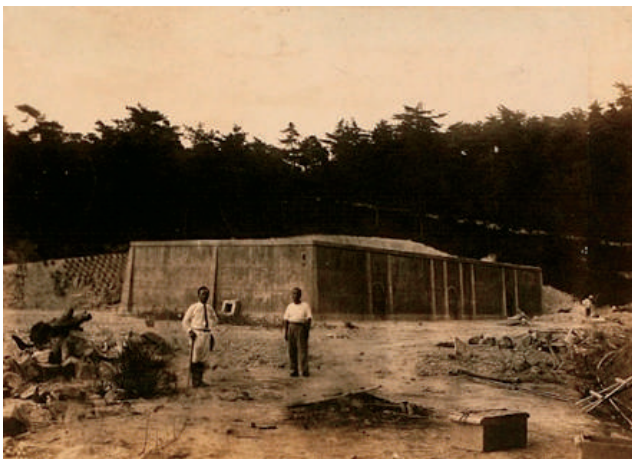
患者収容棧橋（木製橋桁）



収容棧橋から社会復帰する入所者



内白間浜の清掃（収容棧橋付近から樹木奥に収容所と多摩寮を望む）



監房（建築直後か）



収容所内

（２）特徴と現状

開園以来、有菌地帯としての機能を象徴する土地だが、建造物や構築物は創建時のまま残るものと、時代の変化により新築・滅失・更新築されたものが併存する歴史の重層性が認められるエリアである。

倒壊・崩壊の危機に直面している収容棧橋及び監房跡については、NPOが2020（令和2）年度から保存修復・整備活用の手法を探るべく、調査及び測量を実施している。よって、これら2物件の現状については「NPOロードマップ2020年度進捗管理・学術調査報告書」及び今後取りまとめられる2021（令和3）年度のそれに譲る。

国登録有形文化財の収容所は、平成27年度（2015年度）に厚生労働省（健康局）が歴史的建造物保存検討会を通じて防水等の補修を行った。設計は厚生労働省（健康局）にて行われ、愛生園は該設計に基づき入札、施工、監理を行ったとのことである。歴史館学芸員によれば、それまで進んでいた劣化は一定程度抑制できているとの評価である。

エリア内の法面等を覆う芝生は、イノシシにより剥がされる被害を受けている。

内白間エリアは、Ⅰ序説「３．国立療養所長島愛生園 施設見学・研修受け入れ等の現状」のとおり実施されている歴史館学芸員による見学コースの中核であり、長島愛生園におけるハンセン病問題の啓発において最も重要なエリアである。隔離収容を示す収容棧橋と収容所、治療の場であるべき療養所に存在する監房跡、療養所が終の住処であることを示す納骨堂を比較的短時間でコンパクトに見学できる点は、本ビジョンの中核でもある「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の創設に向けて揺るがない優位性を持つ。また、該エリアは現在の入所者の居住エリアから離れているため、見学者が入所者のプライバシーを侵害する可能性が低く、予約なく自分のペースで愛生園の見学を希望する個人に対して常時開放が可能であるという優位性も有する。更に、一定の閉鎖基準を設けつつも、現在のコロナ禍においも該エリアを可能な限り開放している愛生園と入所者自治会の姿勢は、感染症による偏見・差別の撤廃に向けた強い決意の表れと受け止めることができる。

（３）課題

倒壊・崩壊の危機に直面している収容棧橋及び監房跡については、NPOが2020（令和2）年度から保存修復・整備活用の手法を探るべく、調査及び測量を実施している。よって、これら2物件の課題については（２）同様に「NPOロードマップ2020年度進捗管理・学術調査報告書」及び今後取りまとめられる2021（令和3）年度のそれに譲る。

国登録有形文化財の収容所は、厚生労働省（健康局）による補修が行われたが、鉄筋の爆裂が進み、天井及び内壁の剥離と雨水が室内へのしみ込みが認められる。竣工当時のものと思われる樋にも目詰まりや破損が認められ、予定される機能を十分に発揮していない箇所からは外壁を伝って雨水が流れており、天井や内壁の劣化原因になっていると思われる。

また、文献資料では平成時代初頭まで存在したと思われる西側に付設されていた木造平家建の箇所（トイレ等水回り施設）についても引き続き調査を進めることが該物件の学術的価値を高めることにつながる。

駐車場や植生は良く管理されているが、適切なコントロールの及ばない修復や滅失、地形の改変がもたらされる可能性もある。

芝生を剥がすイノシシ対策として、2021（令和3）年度には景観に配慮した内容で施工したいとの相談が愛生園からNPOに持ち掛けられた。このような相談・情報交換・協議こそが今後求められる進捗管理に向けた第一歩である。

(4) エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

旧収容所（国登録有形文化財）、収容棧橋、監房跡については建造物や遺構としての歴史的意義が深く、世界文化遺産の物証としても価値が高いことから、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは現状を維持し、老朽化や破損の著しい場合は応急処置に留める。収容棧橋及び監房跡についてはNPOによる入念な現状把握調査及び価値の在り処を証明するための各種調査が完了した後も、国際的遺産保護や史跡的価値と矛盾しない整備が実現できるよう慎重に事業を進める。一方、これらの整備に向けては相対的に多額の整備費が必要となることが見込まれるため、実現可能な予算確保のための枠組みを調査等と同時並行して検討すべきである。

加えて、本ビジョンは長島愛生園入所者の在園生活への影響がないことを前提としている。2020（令和2）年度のNPOによる調査によれば、監房跡の現状は入所者の在園生活に影響する可能性が判明している。2021（令和3）年度の調査結果も加味し、現状が抱えるリスクの入所者の在園生活への有無の判断は最終的には長島愛生園に委ねるべきである。

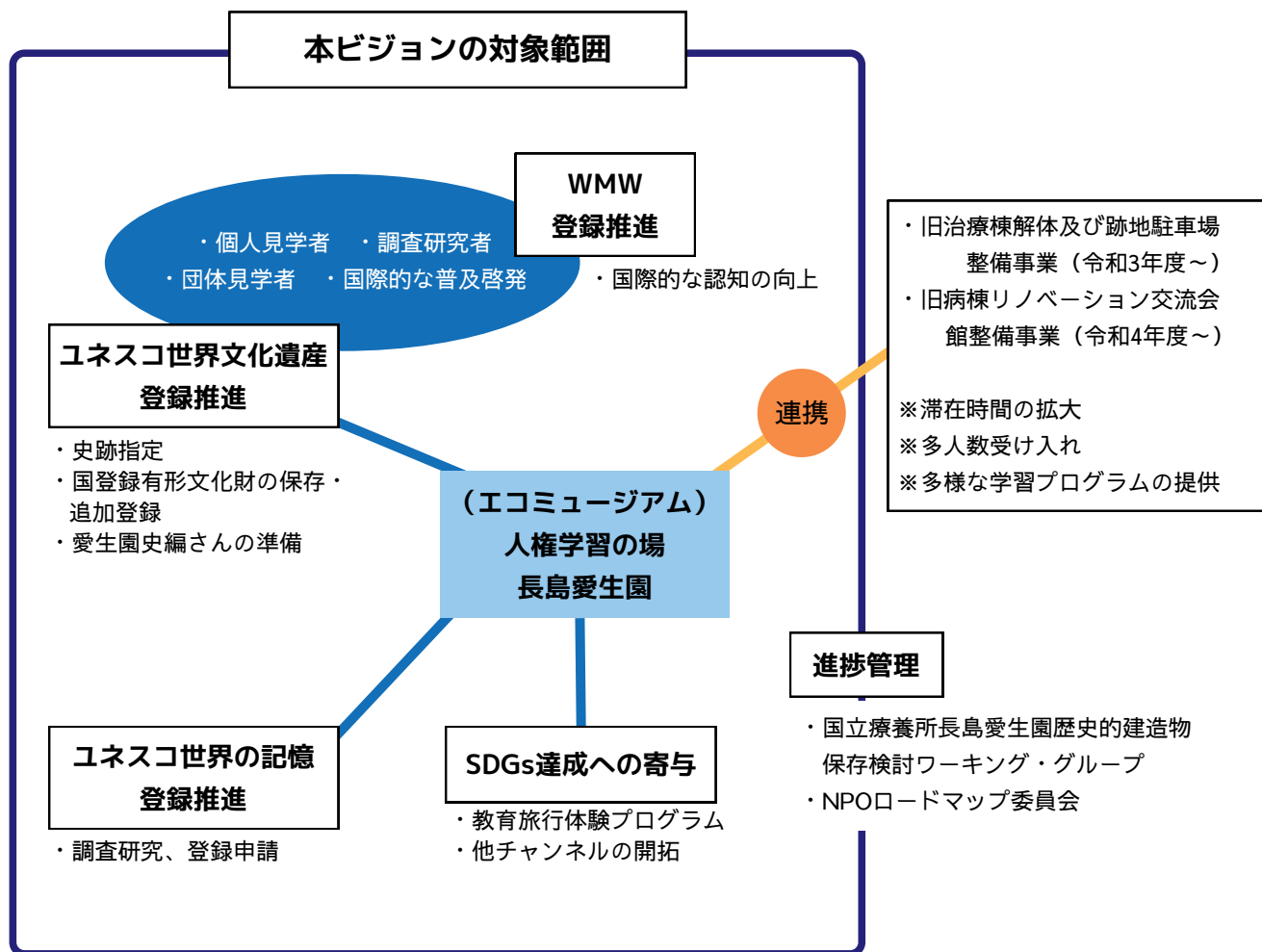
内白間海岸は、海岸法による海岸保全区域（国土交通省水管理・国土保全局所管）に指定されている。本件指定が日常的な維持管理や整備にどのような影響を与えているか不明だが、国指定史跡や世界文化遺産登録を目指す上で管理者（岡山県知事：岡山県河川課）と連携を図りながら協議を行わねばならない可能性がある。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。監房背後の斜面地などは、引き続き日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い、芝刈り等）を行う。抜根は土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。

- ⑥ 病舎・住宅（日出・善兵衛田・西部・浪花・望潮台）エリア（略）
- ⑦ 宗教施設エリア（略）
- ⑧ 住宅（曙団地・望ヶ丘団地）エリア（略）
- ⑨ 報国農園・少年農園エリア（略）
- ⑩ 新良田エリア（略）
- ⑪ 相愛溜池・牛舎・相愛水田エリア（略）
- ⑫ 恵の鐘・光ヶ丘エリア（略）
- ⑬ 邑久長島大橋エリア（略）
- ⑭ その他陸地エリア / ⑮ 周辺海域（略）

6. 「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設に向けた事業関連と体制



「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設に向けた事業関連図

「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の創設は、「ユネスコ世界文化遺産への登録」、「ユネスコ世界の記憶への国際登録」、「エコミュージアムの創設」、「SDGs達成への寄与」それぞれの事業を通じて実現を図る。これらの取り組み及び調査研究の成果を「WMW（ワールド・モノユメント・ウォッチ）登録推進」を通じて国際的な認識向上と普及啓発を図る。

本ビジョンの目的④記載のとおり国指定史跡及びユネスコ世界文化遺産を目指す上では今後の土地や建造物等の現状変更をコントロールする必要がある。関係者で知恵を出し合い、情報を共有することで将来に禍根を残すリスクを回避できると考える。そこで、国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討ワーキング・グループがNPOロードマップ委員会と協働し、本ビジョンの進捗管理を行う機関として機能させることを提案する。

7. 国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン 短・中・長期スケジュール（略）

8. その他（略）

III 各説

1. 国指定史跡のための導入的な調査手法と植生管理の提案

1-1. 史跡指定範囲

史跡とは、史跡としての価値が広がる範囲の土地を面的に指定したもので、個々の古墳を総称して指定する古墳群や、関連遺跡を附指定する場合などを除き、点としての指定は基本的に行われていない。長島愛生園においても、山稜部を除く島の大半に治療や療養、生活に関わる施設や造成された土地等が所在しており、面的な指定を前提として検討する必要がある。

史跡指定後はその範囲について文化財としての確実な保存管理が求められる。所有者もしくは管理団体は、史跡の範囲を示した杭を設置するとともに、保存活用計画を作成して保存の方法を定め、現状変更の取扱基準に基づく適切な手続きを執り、保存管理や活用、整備を行う必要がある。現在は、厚生労働省が所有者として長島愛生園の管理運営を行っているが、療養所機能が失われた後の長島愛生園の取り扱いに関する方針を確認し、関係者間の協議調整を踏まえて土地所有及び管理団体を設定して、史跡指定の意見具申を行う必要がある。

長島愛生園において想定される史跡の本質的価値（以下、1-2）を含む範囲を網羅することを前提とすると、以下の史跡指定範囲が想定される。

①長島愛生園全域

※邑久光明園との境界まで。

②長島愛生園の西側一部を除く範囲

※昭和21年以前からの厚生省所管地西側境界より東側。

③長島愛生園の西側一部と東側稜線部を除いた範囲（別紙A3資料④参照）

※昭和21年以前からの厚生省所管地に、相愛地区と報国農園が位置する地区の尾根筋までを加えた範囲。

1-2. 史跡の本質的価値

史跡の保存とは、史跡の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達していくことである。史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。

史跡の構成要素は、『本質的価値を構成する枢要の諸要素』と『史跡地にあって本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素』に大別される。さらに後者は「本質的価値と密接にかかわる諸要素」と「その他の諸要素」に分類される。

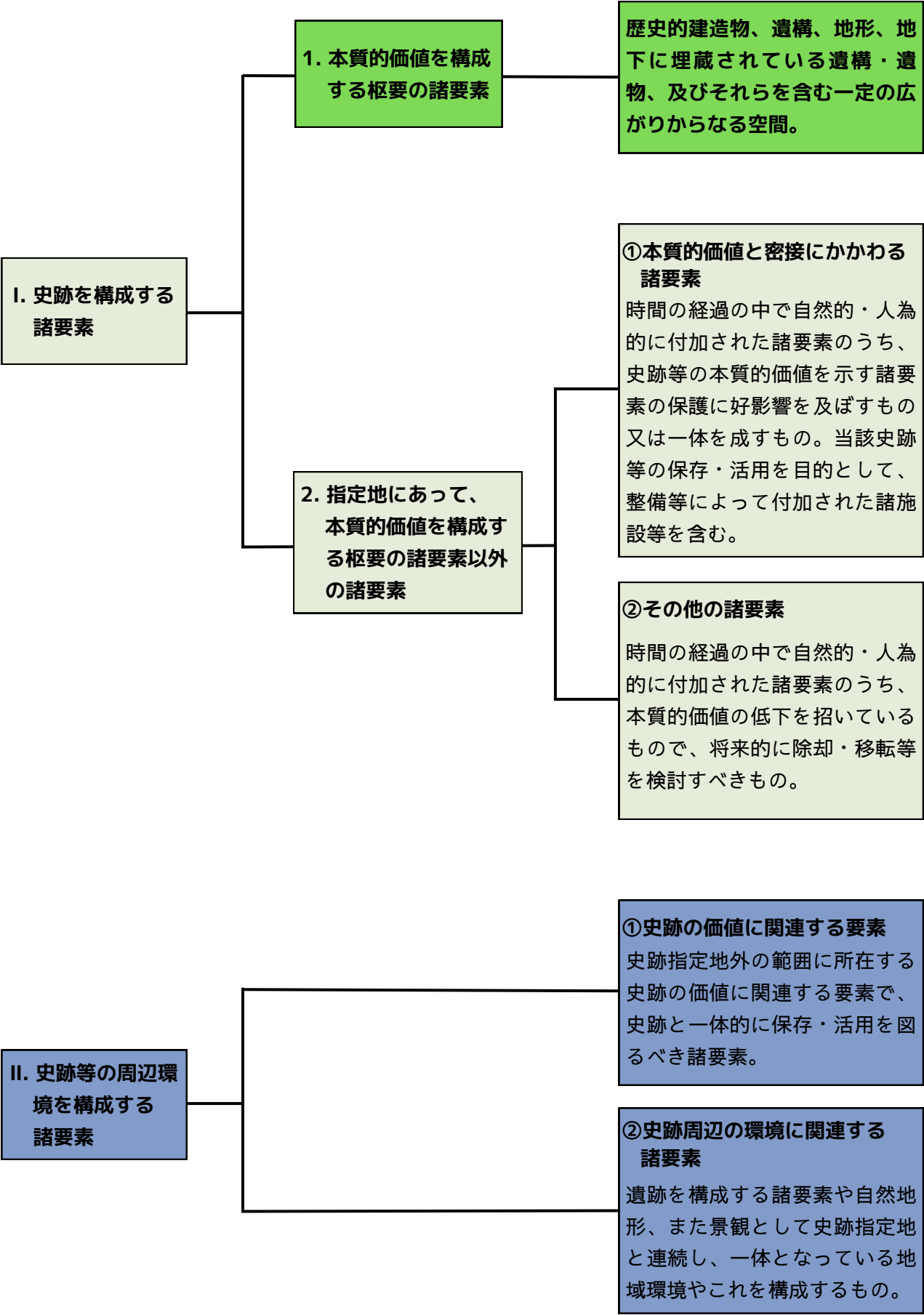
『本質的価値を構成する枢要の諸要素』とは、史跡の特性や価値を有する諸要素であり、改変することなく確実に保護する必要がある要素である。史跡の指定理由・指定要件に示されるため、今後史跡化を目指す際には意見具申の際の調査報告書には明確に長島愛生園の価値として記載する必要がある。

長島愛生園における本質的価値を現段階では明確に述べることはできないが（そのためにも園史を作成し学識経験者や専門家を交えて協議を行う必要がある。）、入所者が上陸してから亡くなり、この地に骨をうずめるまでに係わった収容桟橋等の構造物、治療・生活のための施設、管理施設とこれらの建設に伴い造成された地形、入所者によって作られた諸施設、慰霊施設、宗教施設、インフラ、生産施設などが含まれると想定される。

『史跡地にあって本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素』は「本質的価値と密接にかかわる諸要素」と「その他の諸要素」に分類される。

これら史跡に関する諸要素を表にまとめると、次のとおりとなる。

1 - 2 . 史跡の本質的価値



1-4. 史跡の諸要素体系の調査手法の提案（悉皆調査の必要性）

諸要素の現状と価値分類の例

（履歴や由緒について詳細未調査のため、下記分類は今後変更の可能性あり）

< 諸要素の現状と価値分類の例① > 相愛溜池・牛舎跡周辺

相愛溜池

種別	諸要素	現状（記載なき物は問題なし）	履歴
溜池	溜池	土砂（白砂）の堆積	
	溜池に流れ込む河道		
	斜面	水みちの洗堀が進行	
工作物	石組水路（相愛農園へ）		
	堰		
	吐水口（水路に排出）		
	暗渠管		
	U字溝（グレーチング）		
	説明板		
植生	灌木・雑木		

相愛牛舎跡

種別	諸要素	現状（記載なき物は問題なし）	履歴
建造物	相愛牛舎	劣化の進行	1962（S37） それ以前は新良田地区
遺構	礎石		1962（S37）
	コンクリート基礎		1962（S37）
	桧（水溜）	現存	1962（建造時と想定）
竈跡	竈	一部が残る	1962（建造時と想定）
	コンクリート土間	一部が残る	1962（建造時と想定）
	竈覆屋跡	一部が残る	
周辺地	造成地形（平坦地）	地形は現存	1962（建造時と想定）
	小屋跡（土間、部材等）	崩落した屋根材等が散在	1962（建造時と想定）
工作物	説明板		
	水路		
	U字溝（グレーチング）		
道路	牛舎前道路		1939（S14）の図に 山道の記載

相愛水田跡

種別	諸要素	現状（記載なき物は問題なし）	履歴
水田跡	水田跡		
	コンクリート柵	コンクリートの劣化	
	畔	経年による一部崩落	
	水路	経年による一部崩落	
	瓦による縁石	経年による一部崩落	
工作物	小屋	破損が進行	
	肥溜め跡	点在（石、陶器）	
植生	水田跡のハマスゲ？		
道路	牛舎前～相愛の磯の道路		

	諸要素区分		諸要素
相愛溜池・牛舎跡の価値を構成する諸要素	Ⅰ-1 本質的価値を構成する 枢要の諸要素	牛舎の建造物、構造物	相愛牛舎
		牛舎に関連する遺構	牛舎跡礎石、牛舎跡コンクリート基礎、竈跡、竈覆屋跡、建物土間跡
		牛舎周辺造成地形	平場、山側土羽法面
		農園跡	柵（金属柱、木柱）、肥溜め（陶器、コンクリート） 小屋、素掘り水路、畔、土留石積み、平場
		相愛溜池	溜池、流入水路、流出水路、堰
		相愛の磯	海岸線
		道	山道
	Ⅰ-2-① 本質的価値と密接に関わる 諸要素	利活用施設	相愛溜池説明板、牛舎説明板、案内板
		植生	樹林(薪炭林跡)
		工作物	U字溝、グレーチング蓋
	Ⅰ-③ その他の諸要素	土砂	相愛溜池堆積土砂
		道路	舗装道路
		竈	レジャー用竈
		植生	耕作放棄地の植生

I-1 「本質的価値を構成する枢要の諸要素」の現状

		
相愛牛舎	牛舎跡工作物遺構	相愛溜池
		
農園跡	相愛の磯（海岸線）	山道

I-2-①「本質的価値と密接に関わる諸要素」の現状

		
相愛溜池説明板	U字溝・グレーチング蓋	暗渠

I-③「その他の諸要素」の現状

		
舗装道路	レジャー用竈	耕作放棄地の植生

1-5. 植生管理の提案（略）

2. 個別建造物の現状と日常管理の提案（略）

3. 世界文化遺産における近年の動向（略）

IV 参考資料（略）



2019（平成31）年2月撮影
撮影：写真家 西 岳海

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
2021（令和3）年度（第5期）年次報告書

発 行 日 2022（令和4）年6月30日

編集・発行 特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局
〒701-4501 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地
国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内
TEL.0869-24-8872 / FAX.0869-24-8873
URL. <https://www.hansen-wh.jp>



©2022 特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
※本書及び別紙A3資料の無断転載はご遠慮ください。

2018年、本法人は活動を本格化するにあたり
ロゴマークとキャッチフレーズを公募しました。
国内外から寄せられた合計565作品の中から

ロゴマーク 大森 剛 さん（デザイナー）
キャッチフレーズ 和田 裕史 さん（コピーライター）

の作品を採用しました。



未来につなげたい、大切な記憶
UNFORGETTABLE MEMORIES LEADING US FORWARD

ロゴマークとキャッチフレーズの詳細はホームページをご覧ください。

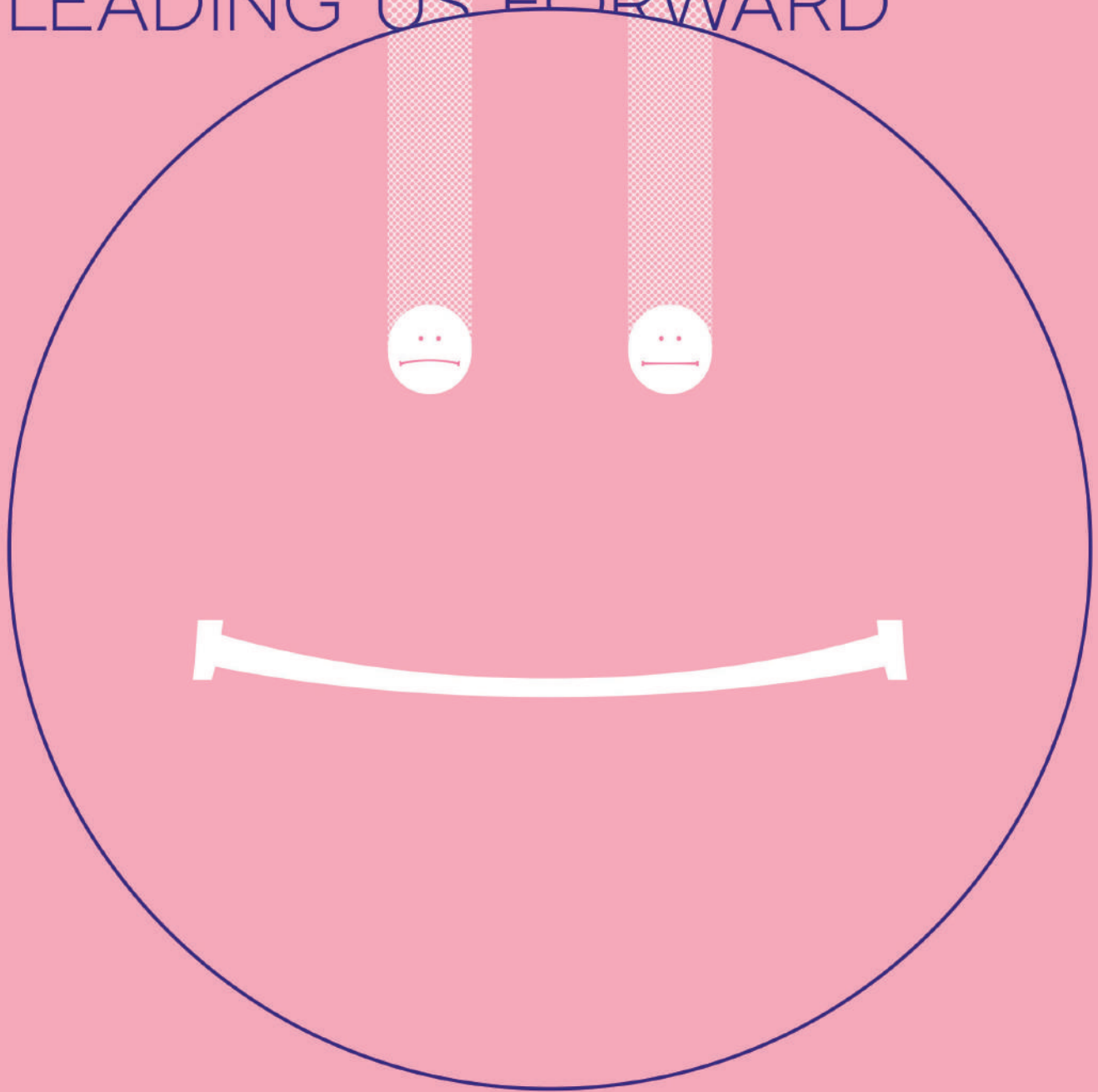


<https://www.hansen-wh.jp/about/>

本法人のロゴマークとキービジュアルは以下の国際デザイン賞を受賞しています。

ASIA DESIGN PRIZE (WINNER)
WOLDA – WORLDWIDE LOGO DESIGN AWARD (SILVER)
LONDON International Creative Competition (Honorable Mention)
A' DESIGN AWARD & COMPETITION (BRONZE WINNER)
Hiiibrand Awards 2020(Bronze Award)

UNFORGETTABLE MEMORIES LEADING US FORWARD



つらかったことや さみしかったことを
きみが ちゃんと みつめたときに
だれかに やさしくなれるんだよ



Hansen's Disease Sanatoria
WORLD HERITAGE PROMOTION COUNCIL